

マイナ保険証への移行に伴う対応について

1. 令和6年12月2日以降、健康保険証は発行されません ただし、現在発行中の健康保険証は令和7年12月1日までは 利用可能です

現行の健康保険証（以下「保険証」）は令和6年12月2日以降発行が終了し廃止されます。（※12月2日以降は保険証の発行ができなくなります。）**保険証を紛失した場合、氏名など保険証に記載の内容が変わった場合でも、新しい保険証を発行することはできません。**

医療機関等への受診は、「マイナ保険証（マイナンバーカードを保険証利用登録したもの）」を利用していただくことになります。

ただし、**令和6年12月1日以前に健康保険証が交付されている加入者様については、令和7年12月1日まで引き続き保険証の利用が可能です。**

なお、今お持ちの保険証は、令和7年12月2日以降使用できなくなりますので、お早めに「マイナ保険証に」切り替えていただきますようお願い申し上げます。

※令和6年12月2日以降の保険証発行停止についての考え方

具体的には、11月30日（土）、12月1日（日）が、組合の休業日に当たることから、令和6年11月29日（金）までに当組合に到着し、資格取得日が令和6年11月29日以前の申請について健康保険証を交付いたします。ただし、申請に不備や記入漏れがない場合に限りです。



2. 令和6年12月2日からの健康保険の手続きについて

【届出にマイナンバーの記載がないと、「マイナ保険証」は利用できません】

マイナ保険証を安心してご利用いただくためには、事業所よりマイナンバーを健康保険組合に届出のうえ、**ご自身でマイナポータルや医療機関のカードリーダーなどを使い保険証の利用登録を行う**必要があります。

新規取得者や新たに扶養する家族の方がいらっしゃる場合は、「**資格取得届**」「**被扶養者異動届**」に必ず**マイナンバー**を記載してください。

保険証利用の登録はここでできます

スマホで
簡単!



<実証ベータ版> <正式版>

マイナポータル



受診時に
簡単に
できます!

医療機関窓口の
カードリーダー



セブン銀行ATM

カードを
かざし、4ケタの
暗証番号を
入れるだけ!



市区町村の窓口

マイナポータルで「医療情報」や「わたしの資格情報」が確認できます。また、確定申告にもご活用いただけます。

マイナンバーカードの保険証利用申し込みの詳細は、右の二次元バーコードからご確認ください。
厚生労働省作成動画【どうやって申し込むの？今すぐできる！簡単申込み編】



3. 「資格取得届」「被扶養者異動届」等の用紙が新しくなりました 12月2日以降は新しい用紙をご利用ください

・・・届出の際にはマイナ保険証を保有しているかどうかの確認をしてください・・・

資格取得届、被扶養者異動届の様式に「資格確認書発行要否」の欄が追加されます。12月2日以降、新しく加入される方や氏名が変わる方は、保険証が発行されないためマイナ保険証を有しているかどうかをご確認いただき、「資格確認書発行要否」の欄に○で囲むかチェックを入れてご提出ください。なお、新様式については、従来の印刷された複写式の用紙はございませんので、**当組合ホームページより印刷してご利用くださいますようお願いいたします。**

様式変更した届出用紙
【資格取得届、被扶養者(異動)届、氏名変更届、減失届、回収不能届】

資格取得届 (HP届け出申請書一覧1-1)

健康保険 被保険者資格取得届

生年月日	⑤ 性別	⑥ 個人番号	⑦ 資格取得年月日
昭和・平成	男・女	要・否	年 月 日

被扶養者異動届 (HP届け出申請書一覧1-5)

日及び原因	少組合 認定年月日
日 理由・出生 退職・就職 死亡・新規 解除その他	使用済 前 除 年月日 認定 年月日 削除
資格確認書発行要否	要介の要約書、障害者・マイナ保険証の利用が可能な要約書に該当する場合はチェックしてください。

氏名変更届 (HP届け出申請書一覧1-11)

健康保険 被保険者 氏名変更届	被扶養者		
① 記号	② 番号	③ 生年月日	④ 資格確認書発行要否
昭和・平成・令和	男・女	年 月 日	要・否

被保険者証・資格確認書減失届

(HP届け出申請書一覧1-7)

健康保険 被保険者証 資格確認書 減失届	
記号・番号	被保険者の氏名
被保険者の生年月日	被保険者の現住所
昭和・平成 年 月 日	電話 ()
資格取得年月日	資格喪失年月日
昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日

被保険者証・資格確認書回収不能届

(HP届け出申請書一覧1-8)

健康保険 被保険者証 資格確認書 回収不能届		
記号・番号	被保険者の氏名	性別
被保険者の生年月日	被保険者の現住所	氏名
昭和・平成 年 月 日	電話 ()	姓
資格取得年月日	資格喪失年月日	名
昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日	姓

赤枠が追加項目

新たに追加された届出用紙

【資格確認書(再)交付申請書、資格情報のお知らせ再交付申請書
マイナンバーカード健康保険利用登録解除申請書】

資格情報のお知らせ再発行申請書

(HP届け出申請書一覧1-26)

健康保険 資格情報のお知らせ再発行申請書	
記号・番号	被保険者の氏名
被保険者の生年月日	被保険者の現住所
昭和・平成 年 月 日	電話 ()
資格取得年月日	資格喪失年月日
昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日

マイナンバーカード健康保険利用登録解除申請書

(HP届け出申請書一覧1-25)

マイナンバーカード健康保険利用登録解除申請書	
記号・番号	被保険者の氏名
被保険者の生年月日	被保険者の現住所
昭和・平成 年 月 日	電話 ()
資格取得年月日	資格喪失年月日
昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日

資格確認書(再)交付申請書

(HP届け出申請書一覧1-27)

健康保険 資格確認書(再)交付申請書	
記号・番号	被保険者の氏名
被保険者の生年月日	被保険者の現住所
昭和・平成 年 月 日	電話 ()
資格取得年月日	資格喪失年月日
昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日

健康保険証の回収について

健康保険証利用の経過措置期間終了日である令和7年12月1日までに資格喪失した場合には、健康保険証を回収してください。ただし、経過措置期間終了後は、健康保険証の回収は必要ありません。

4. 「資格確認書」が交付される方

マイナ保険証によるオンライン資格確認（医療機関等での受診）を受けることができない状況にある方について「資格確認書」を提示することで保険診療を受けられるようにするために交付いたします。

交付対象者について

1.経過措置期間中（令和7年12月1日まで）

a.12月2日以降、新たに健康保険に加入手続きをされる方

資格取得届、被扶養者異動届の「資格確認書発行要否」の欄にチェックが入っている方

b.保険証をなくした方または保険証の記載事項に変更があった方

令和6年12月2日以降に保険証を紛失した場合、あるいは氏名が変わったなどの場合は、マイナ保険証をご利用ください。ただし、マイナンバーカードを取得していなかったり、保険証利用登録を行っていなかった場合は資格確認書を申請により交付いたします。

※現行の保険証をお持ちの方（経過措置期中）は令和7年12月1日までは、医療機関等の受診で利用可能なため資格確認書は交付いたしません。

2.経過措置期間終了後（令和7年12月2日以降の資格確認書交付対象者について）

上記a・bに加え、下表のA、Bの対象者は、『本人の申請』により、資格確認書を交付いたします。また、C～Gの交付対象者は、『保険者の職権』で資格確認書を交付いたします。なお、該当する方には廃止日までに「資格確認書」を職権にて交付いたします。（令和7年11月頃に事業所あて送付）

※マイナンバーカードをお持ちで、かつ健康保険証の利用登録をされている方につきましては、資格確認書を交付いたしません。

申請要	A	マイナンバーカードを紛失した・更新中の方
	B	マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある方
職権 交付	C	マイナンバーカードを取得していない方
	D	マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証利用登録を行っていない方
	E	マイナ保険証の利用登録解除を申請した方（登録解除者）
	F	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
	G	マイナンバーカードを返納された方

資格確認書の有効期限3年（令和9年8月31日まで）

有効期限終了後、更新時にマイナ保険証の利用登録をされている方には、資格確認書を交付いたしません。

短期の資格確認書発行対象者（有効期限3か月 A4型用紙）

- 1.マイナンバーカードを紛失した方
- 2.マイナンバーカードの更新中の方
- 3.新生児等でマイナンバーカードが交付されていない方

資格確認書の回収について

- 1.有効期限切れの場合は回収不要
 - 2.資格喪失者の資格確認書は回収
 - 3.氏名変更等券面に変更があった場合は回収
- ※資格情報のお知らせについては、回収不要となります。

5. その他

届出後、手続きが完了した場合、当組合から事業所へ送付するもの

手続きが完了しましたら、当組合より①決定通知書、②資格情報のお知らせ、③資格確認書（対象者のみ）④高齢受給者証（70歳以上の該当者のみ）を事業所へ送付させていただきます。

※②の資格情報のお知らせにつきましては、健保処理日3営業日以降の送付となります。

※従来申請書等お届け時に事業所控えとしてコピー等を送付いたしておりましたが、今回よりコピー等の送付は必要ございません。当組合より決定通知書を送付いたします。なお、氏名変更届、生年月日訂正届、再雇用時の被扶養者（異動）届等の書類につきましては、決定通知書の出力がシステム上でできないため届出の（写し）を控えとして送付させていただきます。

マイナ保険証として利用できるようになるまで

受付からおよそ最短で3日後に利用可能となります。

当組合で書類を受付→システムに入力→支払基金中間サーバーに登録→マイナ保険証として利用可能

※対象者個人が、マイナンバーカードの健康保険証登録を済ませていることが必要です。

※上記スケジュールは一例であり、審査状況、支払基金の中間サーバーでの状況により、利用可能までの日数は前後することがございます。

※旧様式の「資格取得届」「被扶養者異動届」「氏名変更届」でご提出いただいた場合は、資格確認書の発行希望なしとして登録されてしまいますので、必ず当組合のホームページより新様式をご利用ください。

※電子申請およびCD等の磁気媒体により資格取得届をご提出いただいている場合の取り扱いについて

旧様式では、資格確認書の発行有無の項目がないため、備考欄に「資格確認書要」と記載してください。

届出にマイナンバーが未記載の場合

通常、資格確認書の有効期限は令和9年8月31日までとなっておりますが、新生児等でマイナンバーカードが交付されていない場合などの時は、短期型の資格確認書（有効期限3か月 A4型用紙）を交付いたします。有効期限内にマイナ保険証利用登録の手続きをお願いいたします。なお、3か月後に資格確認書を必要な場合は、資格確認書（再）交付申請書での手続きをお願いいたします。


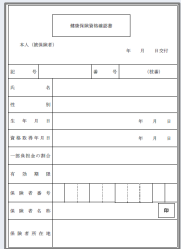
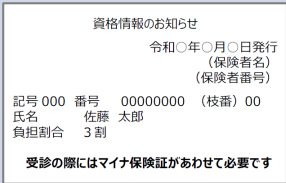
高齢受給者証について

令和6年12月1日以降に高齢受給者該当の方には、令和7年12月1日まで有効期限の高齢受給者証を交付いたします。令和7年12月2日以降は、マイナ保険証または資格確認書で受診してください。高齢受給者証は発行いたしません。

限度額認定証について

資格確認書には限度額の区分の記載がありませんので、必要な方は限度額認定申請書をご提出ください。

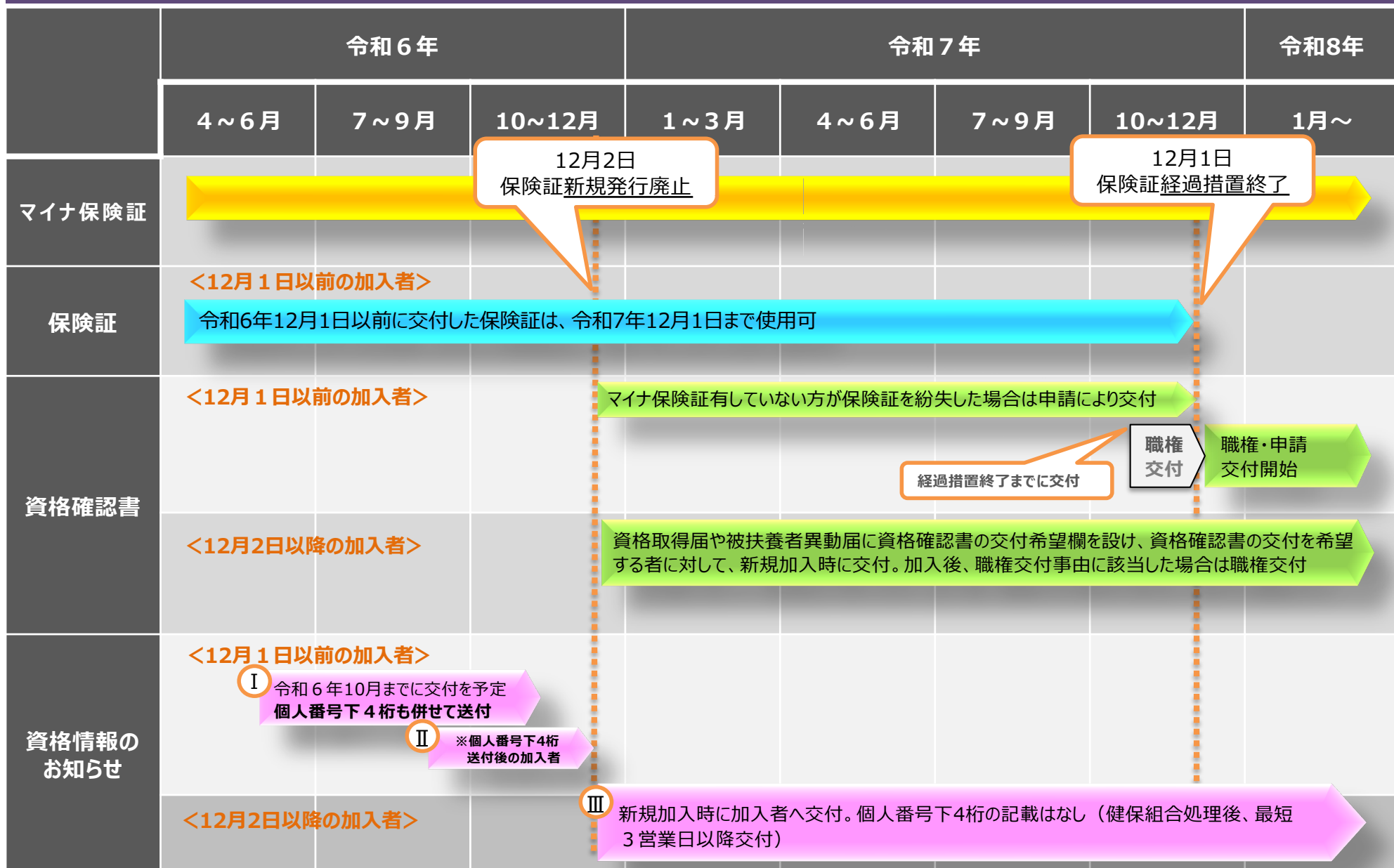
6. マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

	名 称	形 状	取得方法	使用目的	使用方法
①	マイナ 保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
②	資格確認書	はがき型(紙) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得時に申請 ・マイナ保険証をお持ちでない方に職権で交付 	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
③	資格情報の お知らせ	紙製カード型 	<ul style="list-style-type: none"> ・既加入者には本年10月に送付 ・資格取得時に送付(申請不要) <p>※マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能</p>	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示 ※資格情報のお知らせのみでは受診不可

7. マイナンバーカードと保険証の一体化後の保険医療機関等受診方法

	受診方法	使用可能期間	有効期限
①	健康保険証	全ての医療機関で使用可能	令和7年12月1日までの経過措置期間終了を以って使用不可
②	マイナ保険証	オンライン資格確認が可能な医療機関のみ使用可能	無
③	資格確認書	全ての医療機関で使用可能	最大で5年 (初回は令和9年8月31日まで)
④	マイナポータル(スマホ) + マイナンバーカード	全ての医療機関で使用可能 ※医療機関で受診する際には、マイナ保険証による資格確認が原則だが、オンライン資格確認不可の医療機関や、停電、ICチップ破損等有事の際には、スマホで資格確認画面を表示し、マイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能。(スマホのみの受診は不可)	無
⑤	マイナポータル(PDF) + マイナンバーカード	全ての医療機関で使用可能 ※④のケースで、マイナポータルから自身のスマホ等の端末にPDF形式で医療保険の資格情報を保存し、保存した資格情報をマイナンバーカードと共に提示することで医療機関の受診が可能。(資格情報のPDFのみでの受診は不可)	無
⑥	資格情報のお知らせ + マイナンバーカード	全ての医療機関で使用可能 ※④のケースで、スマホ画面での表示が原則だが、スマホ対応が困難な方は資格情報のお知らせとマイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能。(資格情報のお知らせのみでの受診は不可)	無

8. マイナ保険証移行に係るスケジュール



9. マイナ保険証に関するQ&A

質 問	回 答
Q1 保険証廃止日(令和6年12月2日)以降の保険証の交付についてはどうなるのでしょうか。	A1 保険証廃止日(令和6年12月2日)以降、保険証は交付できないため、令和6年12月2日以降の新規加入の方等はマイナ保険証をご用意いただくことが原則となります。 一方、令和6年12月1日以前に保険証が交付されている方については、氏名変更や再交付等をされなければ、令和7年12月1日(保険証廃止に係る経過措置)まで引き続き保険証をご利用いただけます。
Q2 保険証廃止の経過措置(令和7年12月2日)以降、保険証は返納するのでしょうか。	A2 令和7年12月2日以降、保険証は使用することができないのでお返しいただく必要はございません。 ただし、資格喪失日が令和7年12月1日までの方についてはお返しいただくこととなります。
Q3 現在マイナンバーカードを取得していませんが、保険証廃止日(令和6年12月2日)以降に、医療機関を受診する時はどうなるのでしょうか。	A3 マイナンバーカードを取得していない方など医療機関等の窓口でマイナ保険証による資格確認ができない方には、保険診療を受けるための「資格確認書」を令和7年12月1日までに交付します。
Q4 「資格確認書」は、どのように交付されるのでしょうか。	A4 本書の4.「資格確認書」が交付される方をご覧ください。

10. マイナ制度・マイナンバーカードについてのお問い合わせ先



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイ ナン バ ー 受付時間(年末年始を除く)
0120-95-0178
平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

紛失・盗難による
マイナンバーカードの
一時利用停止については
**24時間365日
受付!**



▼一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等

050-3818-1250

その他のお問合せ

050-3816-9405

▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について

Inquiries about Social Security and Tax Number System.

0120-0178-26

マイナンバーカード等

Inquiries about Individual Number Card etc.

0120-0178-27



マイナンバーカードの
↓申請方法はこちら↓



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>